

駐車場法施行令の一部改正について

1. 改正の背景 (本文の現行基準は改正前の基準)

現行基準では、建築物である路外駐車場に対して、1時間につき駐車場の容積の10倍の換気能力を有する換気装置の設置を義務付けています。(駐車場法施行令第12条)

一方、近年では、自動車の環境性能は向上し、次世代自動車の普及も進んでいますが、現行基準はこうした状況を踏まえたものとはなっていませんでした。また、現行基準は駐車場の容積を単位として規制を設定していますが、駐車場の天井高を高く設定した場合にはその分高い換気能力が要求されてしまうという問題もありました。

このため、国土交通省では、学識経験者等からなる「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」を開催し、制度の運用実態等を踏まえて議論を進め、以下の結論が取りまとめられたところです。

① 換気装置の能力は現行基準で要求している能力の半分とする。

(これにより、現行基準では「駐車場の容積の10倍」の換気能力を要求しているところ、「駐車場の容積の5倍」相当の基準に緩和されます。

② 駐車場の容積ではなく、駐車場の床面積を単位として規制を設定する方式に改める。

この結論を踏まえ、今般、駐車場法施行令の一部を改正し、建築物である路外駐車場に設ける換気装置の設置基準を緩和することとします。

2. 改正の概要

建築物である路外駐車場に設ける換気装置の設置基準を緩和し、駐車場の床面積 1m^2 当たり毎時 14m^3 以上の換気能力を要求することとします。

3. 改正スケジュール

閣議日：平成28年7月12日

公布：平成28年7月15日

施行：平成28年8月1日

出典：国土交通省ホームページ：「駐車場法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000032.html

4. 駐車場法施行令新旧対照条文

第一章 駐車場整備地区

(換気装置)

<改正前>

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間につき十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

<改正後>

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

出典：国土交通省ホームページ：新旧対照条文

<http://www.mlit.go.jp/common/001137733.pdf>

5. 駐車場法施行令（最終改正：平成28年7月15日政令第259号）

総務省行政管理局提供の法令データ供給システム：電子政府の総合窓口 e-Gov
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32SE340.html>

6. 駐車場の換気設備

駐車場の換気用給・排気口の位置は、図-1による。

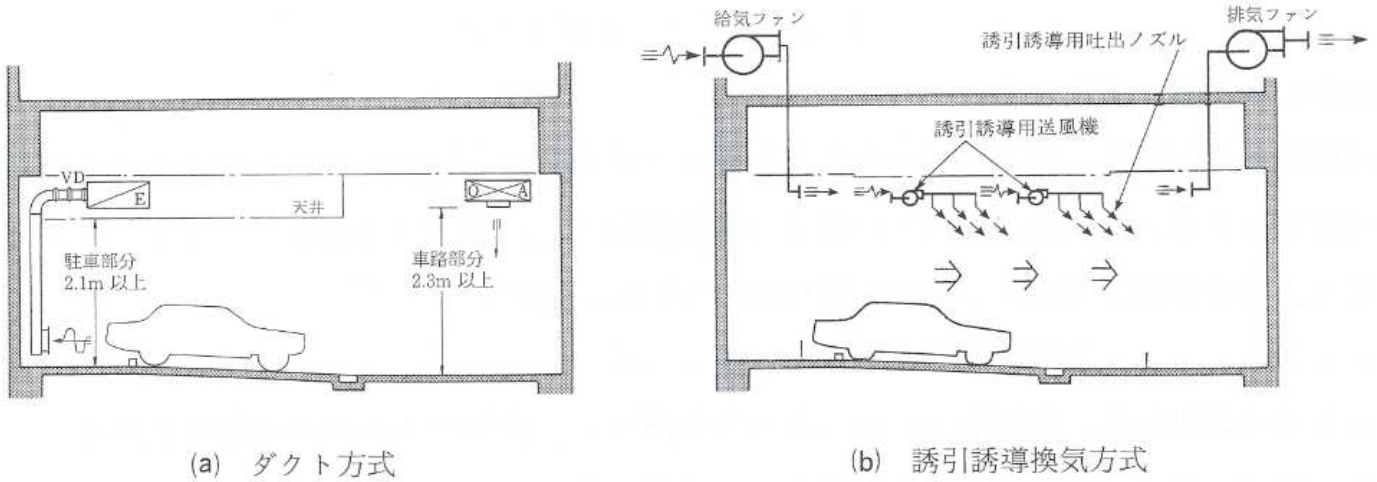


図-1 駐車場の換気設備

出典：国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
建築設備設計基準（平成27年版）（一般社団法人 公共建築協会）